

# 山口県報

平成23年  
1月7日  
(金曜日)

## 目次

告示

保安林予定森林(森林整備課)……………一  
道路の区域の変更(道路整備課)……………二  
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………二  
道路の位置の指定(建築指導課)……………二  
公告

歯科技工士国家試験の実施(健康増進課)……………三  
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)……………三  
防府都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)……………四  
周南都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)……………四



### 山口県告示第二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十三年一月七日

山口県知事 二井 関成

#### 一 保安林予定森林の所在場所

周南市大字鹿野上字花ヶ谷三三九、三三〇の一八、三三〇の一九、三三〇の二一、三三〇の二三、三三一・三三二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字井手ヶ原四一六の一、四一六の二、四一七の一から四一七の四まで、四一七第一、大

字大潮字ヌタノ谷七〇四(次の図に示す部分に限る。)、七〇六、七〇七、七〇八、七〇九の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、七〇九の二、字清高一六一五の二、字菟ヶ谷二八二九(次の図に示す部分に限る。)

#### 二 指定の目的

水源のかん養

#### 三 指定実施要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

周南市大字鹿野上字花ヶ谷三三九・三三二・大潮字ヌタノ谷七〇九の一・七〇九の二・字菟ヶ谷二八二九(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市産業観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

#### 一 保安林予定森林の所在場所

山口市大内長野字若ヶ向二二〇の二(次の図に示す部分に限る。)、字東山二二三の八

防府市大字江泊字嵯峨山三三四の三、三三四の五、字水上三三六の一

周南市大字須万字河原山四六二の一、四六二の一〇、四六三、五八〇三、字高野二〇六二の一、二〇六二の三、二二四一、二四七六

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定実施要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市大内長野字若ヶ向二二〇の二・字東山二二三の八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

防府市大字江泊字水上三三六の一(次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
  - (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

**山口県告示第三号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、平成二十三年一月七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道  
 路線名 四三七号  
 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
	新	旧		
岩国市周東町祖生字五介三九七三の九地先から同市周東町祖生字中山二〇〇五地先まで	最狭 二一五・六〇	最狭 二八九・六六	七〇・四	

道路の種類 県道  
 路線名 通津周東線  
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
最狭 二一五・六〇	最狭 二八九・六六	七〇・四	七〇・四	一般国道四三七号の道路の区域(重用)

**山口県告示第四号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十三年一月七日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域の名称  
上田中町二丁目地区
- 二 区域の範囲  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
下 関 市	上 田 中 町 二 丁 目	二〇の六八	一号
		二〇の七五	二号
		二一の四八地先	三号
		一五の二七	四号
		一五の二〇	五号
		二〇の六	六号
		二〇の六	七号
		二〇の六	八号
		二〇の四〇	九号
		二〇の三七	十号

**山口県告示第五号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定した。  
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル) <small>員</small>	延 (メートル) <small>長</small>	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
光市室積六丁目四〇一五の六四	四・一	九・一	三七・四八
光市室積六丁目四〇一五の六五	五・〇	二〇・五	一四四・九一



(一) 歯科技工士国家試験の実施

歯科技工法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第一号)附則第二条の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり実施します。

平成二十三年一月七日

山口県知事 二井 関成

一 試験の日時

(一) 学説試験

平成二十三年三月八日(火曜日)午前十時から

(二) 実地試験

平成二十三年三月九日(水曜日)午前九時から

二 試験の場所

下関市貴船町三丁目一番三七号

下関歯科技工専門学校

三 受験資格

歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)第十四条各号のいずれかに該当する者であること。

四 受験願書及び模型の受付期間

平成二十三年一月七日(金曜日)から同年二月十日(木曜日)まで(郵送の場合  
は、二月十日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書及び模型の提出先

(一) 受験願書

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県健康福祉部健康増進課

(二) 模型

下関市貴船町三丁目一番三七号(郵便番号七五一〇八二三)

下関歯科技工専門学校

六 提出書類

(一) 受験願書

(二) 卒業証明書、修了証明書等受験資格を証する書類

(三) 写真

七 受験手数料

三万六千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十三年三月二十九日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部健康増進課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部健康増進課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「歯科技工士国家試験」と朱書きし、八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部健康増進課(電話〇八三一九三三―二九五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年一月七日から同年五月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業建設部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年一月七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ小野田店

所在地 山陽小野田市日の出二丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二

所 代表者の氏名  
有吉 政博

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時三〇分	午前九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時から午後二〇時三〇分まで	午前八時三〇分から午後二〇時三〇分まで

四 届出年月日

平成二十二年十二月二十四日

五 変更年月日

平成二十三年一月七日

(三) 防府都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、防府都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る防府都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年一月七日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

平成二十三年一月七日印刷  
平成二十三年一月七日発行

発行人

山口県庁  
山口県知事

防府都市計画道路三・三・五富海大道線

二 都市計画を変更する土地の区域

防府市大字富海

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十三年一月七日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課

(四) 周南都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る周南都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年一月七日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画道路三・四・三百九国道二号線

二 都市計画を変更する土地の区域

周南市大字戸田

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十三年一月七日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び周南市都市建設部都市政策課